平成２５年（フ）第３９４号
栃木県足利市通６丁目3231番地
債務者　岩崎　恵美
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３２４号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸６丁目16番31号
シーサイド鵠沼103
債務者　小淵　高志
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３２５号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸６丁目16番31号
シーサイド鵠沼103
債務者　小淵さとえ
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７号
沖縄県うるま市石川曙２丁目３番18号　安間アパート121号
債務者　長田　克巳
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３１５６号
大阪市北区長柄中２丁目５番39号　シャトー第一303号室
債務者　末廣　麻衣
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６６５号
大阪市住吉区苅田10丁目７番21―302号
債務者　山田　晶雄
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１２４３号
東京都町田市成瀬5047番地２
破産者　不二ホームコンポーネント株式会社
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７７号
東京都町田市本町田19番地公社住宅ロ947
破産者　尾崎　武司
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７８号
東京都町田市本町田19番地公社住宅ロ947
破産者　尾崎つな子
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３５４号
岐阜県各務原市前渡東町８丁目264番地
破産者　日本地下資源開発株式会社
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６０号
熊本県葦北郡芦北町大字道川内250番地
破産者　宮嶋　篤
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１３５号
函館市美原３丁目24番９号　アーバンハイツ101号
破産者　吉野　雄造
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

破産手続終結

平成２４年（フ）第９１号
愛媛県今治市常盤町４丁目６番地33
破産者　望月楽器株式会社
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所今治支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２３号
熊本県水俣市薄原228番地１
破産者　野中　昌二
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第９号
大分県中津市大字伊藤田3042番地
破産者　安武　剛
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５２号
宮崎県えびの市大字岡松495番地21
破産者　安藤　宏美
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第７号
熊本県菊池市野間口654番地１　イーストフィールドＢ103
破産者　日髙　武洋
異議申述期間　平成25年10月８日まで
平成25年８月16日　熊本地方裁判所山鹿支部